

第8日

平成22年12月10日（金）

午後1時9分再開

○議長（柴田裕隆君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、10番手嶋源五議員の質問を許可します。10番手嶋源五議員。

（10番手嶋源五君登壇）

○10番（手嶋源五君） 皆さん、こんにちは。私は10番手嶋源五でございます。本年もあと20日余りとなりまして、大変早いものでして、本日平成22年12月議会一般質問の最後となりました。市長以下、執行部の皆様方、並びに議員の皆様方、大変お疲れとは思いますが、しばらくの間、お付き合いのほどよろしくお願いをいたします。

さて、去る5日、鹿児島県の阿久根市では、市長に対するリコールの賛否を問う住民投票がございました。賛成過半数でリコールが成立し、市長は即日失職をいたしました。背景には、市長の行き過ぎた言動があり、市民は地方自治の改革者ではなく、破壊者として見たのではないかと思います。また国も、総務省の地方財政検討会議では、議長の議会招集権付与や副知事、副市長の選任を専決処分の対象外とする地方自治法の改革案をまとめております。

ただ、わずか400票余りの差であり、一定の解職反対の票があったことは、市長への根強い支持を示しております。市民は、独善的な市政運営を進める市長にはノーを突きつけたわけでありまして、同時に議会も含めた市政改革の必要性を認めているのであります。

さて、森田市長は、本年4月の市長選挙におきまして、親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市を目指すとして立候補なされ、7項目の約束をされました。安心して子どもを産み育てられるまち、環境を大事にするまち、心豊かに安心して暮らせるまち、農業・林業の盛んなまち、インフラ整備と商工業の振興で働く場のあるまち、だれもが訪れたいまち、クリーンで健全財政のまちであります。そして見事当選をなされたわけであります。

私たちが初め、多くの市民の方々の期待は大変大きいものがあります。阿久根市のような市政運営は行われなと思います。市長、執行部と我々議会とは、市民のためを第一に考え、議論を深め、是々非々の態度で臨むべきだと考えます。本年度朝倉市予算は前任者の塚本市長がつくられたものであり、本格的な森田市政の予算を編成する時期に来ているのであります。

本日は、本市にとりまして大きな柱の一つであります森林、林業行政について4つの項目、森林、林業再生プラン、福岡県荒廃森林再生事業の現状と課題について、それから木質バイオマス事業について、有害鳥獣の被害と対策について、以上の質問をいたします。

市長を初め、執行部の皆さん、本当にお疲れと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

以下、質問席より質問を続行させていただきます。

(10番手嶋源五君降壇)

○議長(柴田裕隆君) 10番手嶋源五議員。

○10番(手嶋源五君) それでは早速ですが、通告書に従いまして、朝倉市における森林、林業行政について質問させていただきます。

朝倉市は、人と自然が共存する豊かなまちであります。このことは第1次朝倉市総合計画の基本構想、基本計画の中にもうたわれております。

こういった中、昨年10月、緊急雇用対策を受け、森林・林業再生プランなるものが農水省から出されました。基本的な考え方として、戦後植林した人工林が利用可能な状態になっておりますけれども、材価の低迷などで森林所有者の関心が非常に低下し、森林の適正な管理に支障を来す。また一方、木材を化石資源のかわりにエネルギーとして利用し、地球温暖化防止に貢献することや、環境に優しい低炭素社会づくりを進めることに木材を利用する期待も高まっているわけです。

このような状況を踏まえて、今後10年をめぐり路網の整備や施業の集約化及び人材育成を軸として効率的、安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林林業を早急に再生していく指針であるとされております。この施策の着実な達成に向けた市の考え方についてお聞かせをお願いします。

○議長(柴田裕隆君) 農林商工部長。

○農林商工部長(牟田芳高君) まず、議員御質問の森林林業再生プラン並びに市の取り組む姿勢についてということでございます。

林業を取り巻く情勢といいますのは、議員先ほど申されましたように、戦後植林をいたしました人工資源でございます森林が利用可能な段階に入っております。しかし、林業を取り巻く情勢というのは生産性が低く、木材価格も低迷している状況でございます。整備状況といたしましては、やはり林業の路網の整備、それから施業の集約化、こういったことがおこなわれているというのも現実の面から指摘をされるところであります。

また一方で、世界的な木材の需要の増加なり、低炭素社会づくり、こういう働きを背景に、木材の利用拡大というものの期待は高まっているところでございます。

こうした中で、農林水産省は今後10年をめぐり我が国の森林・林業を早急に再生していくということで森林・林業再生プランというものを平成21年12月に作成をされております。また、これによりまして、平成22年度末を目標に制度的な検討が行われているところでございます。

で、現在のところ、まだその推進について具体的な事業内容、こういったものが示されておられません。それが示され次第、農林課といたしましては事業内容を精査し、取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長(柴田裕隆君) 10番手嶋源五議員。

○10番(手嶋源五君) 今部長からお話がありましたように、まだ制度面のことははっきり

りわかってないというような状態であります。このプランについて、ちょっと少し話しますと、3つの基本理念のもとに森林資源を最大限に活用して、雇用とか環境にも貢献するよう我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へと転換するとして3つの柱がうたわれております。森林の有する多面的機能の持続的発揮、これ人材育成を強化したりとか、森林所有者の林業への関心を呼び戻すとか、国土の保全、水源の涵養、温暖化防止、生物多様性の保全、木材生産などの機能を発揮することを確保するというようなこと。

また2番目には、林業・木材産業の地域資源想像型社会への再生ということで、環境ベースとして位置づけて山村地域における雇用への貢献を図ると。

3つ目には、木材の利用、エネルギー利用拡大による森林林業の低炭素化社会への貢献など、このようなことが林業とか山村の活性化、森林の適切な整備保全の推進につながっていくという国民的な理解を醸成していくということに取り組むべきであるということでありまして、これ10年後には木材自給率を50%以上にするというようなこともうたわれております。今部長、まだ具体的なことはないとと言われておりましたけれども、今後10年間の一市にはいろいろ計画がありますけれども、10年間の計画といいますが、そういうことを早くつくらないかんのじゃないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 森林整備の方向性というものを早くつくらなければならないのではないかという御質問でございます。

21年3月に、朝倉市森林整備計画ということで、森林整備を促進する特定間伐等促進計画、こういったものを持っているところではございます。

そういう中で、市全体の森林のほとんどが水土保持林という形で指定をされている森林の整備については、1年間に例えば植栽については15ヘクタールの実施を計画するでございますとか、下刈りについては年間110ヘクタール、除伐については年間100ヘクタール、間伐については600ヘクタールというような促進計画等を持っているところでございます。

で、平成20年から24年の5年の年間で4,100ヘクタールの整備計画を立てまして、その計画達成に向けて森林整備の推進を行っているというようなところでございます。

で、先ほど来、国のほうで新たな森林・林業再生プラン、こういったものが具体的に示されてまいりますと、我々が今進めておりますこのような施業計画、これプラスにどういったものが出てくるのか、そういうところが今後整合性をとりながらまた改めて計画に組み込んでいくと、そういうような作業が出てくるというふうに思っているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 市のほうとしましてもいろんな検討をなさっているということでありまして。この検討課題の一つとして人材育成があると考えます。この木材自給率50%以上というようなことがうたわれておりますし、これを具体化する取り組みとして、今部長

いろんな面積的なことも申されましたけれども、森林施業プランナーというようなものを育成するということも書いております。所有者が分散している森林の管理の取りまとめ役となるわけですし、現在進めております提案型集約化施業を行うことによって健全な山が育っていくわけであります。

森林・林業の再生を図るには、国または地方公共団体、森林組合、林業事業者、そして森林所有者がそれぞれの役割を確認して、お互いに連携して取り組むことが重要であると、そういうふうを考えます。

このことを進めるために、農業においては農業振興課とがありますし、ここひとつ、この大きなプランを成功させるためにも、もう林業振興課とか、そういう体制を現在農林課の林務係で行っておりますけれども、こういう体制づくりとか、新しい年度からというようなことはどのようにお考えでしょうか。副市長、どんなでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 副市長。

○副市長（埜 潔君） おっしゃいます林業の必要性といいますが、林業再生の必要性については議員おっしゃるとおりだと思います。

ただ、全体の今の体制の中でどの程度のことができるのかということもございますので、全体を検討する中で検討させていただくということで、現時点ではそのように考えております。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） この森林・林業再生プランは、本年度出されたばかりでありまして、制度面の検討については、冒頭に部長が申されたように、平成22年度末をめぐりに基本計画、それから法制度の見直しを行うというようなことが書かれております。まだ不確定な部分がたくさんあります。本市としまして、この制度に十分対応できるような体制づくりをお願いいたします。そういうことをお願いしながら、次の質問に移らせていただきます。

次に、福岡県が行っております荒廃森林再生事業についてお尋ねいたします。

これは荒廃森林というのがおおむね推定ですけれども2万9,000ヘクタールほどあると。これを10年間で再生していくというようなことでありまして、この事業は長期間放置され、荒廃した杉とかヒノキ林を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐために平成20年4月から導入されました森林環境税を活用して、市町村が森林所有者と協定を結んで整備を行うというものでありますが、この事業に対する本市の実績ですね、それから対応というのはどのようにされているのかお聞かせください。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 森林環境税の本市の取り組みの状況ということでございます。

ちょっと重複するかも知れませんが、ちょっと制度的なものから振り返ってみ

ますと、森林環境税は平成20年4月1日から、福岡県の森林環境税条例を契機といたしまして、事業期間、平成20年から10年間ということで行っている事業でございます。

環境税の事業というのは、御案内のとおり、大きく分けまして2つございます。荒廃した森林の再生事業というものと県民参加型の森林づくりの推進ということで2つに分かれております。

財源といたしましては、年間13億円程度を見込まれておりまして、荒廃した森林再生事業に12億円程度が投入をされておるということでございます。

で、この荒廃した森林の再生といいますものを事業主体が市町村ということで行っているものでございます。

さて、朝倉市でございますが、森林面積が1万3,515ヘクタールでございます。で、朝倉市の土地全体の面積で見ますと55%を占めているというような状況でもございます。

この荒廃森林といいますものの調査対象の森林は、県の資料によりまして、平成16年度末で長期間手入れがなされていない造林補助事業等のデータによって推計をされております。この長期間といいますのは、過去15年間手入れがなかったと。で、県全体で6万1,993ヘクタールあると。我が朝倉市では4,559ヘクタールである。県全体の16%を占めるものが朝倉市の荒廃森林と思われるものでございます。この4,559ヘクタールが調査対象森林ということになっております。

で、整備の内容でございますが、間伐でございますとか、枝落としとか除伐、作業路の開設、こういったものをやっております。

内容といたしまして調査をする森林ですが、おおむね15年以上手入れがされておらない杉、ヒノキの森林、下草が生えてなくて表土流出がある森林、下層の植生の被服率、こういったものが25%以下であるというような制限がございます。

それから、1施工地の面積が0.1ヘクタール以上であると。で、その際、水源の森の指定の森林でありますとか、県市有林は除く、植栽の場合保安林は除くと、こういうような条件もございます。

で、20年度の状況といたしまして、調査の委託を600ヘクタールいたしました。そして、その中で実施施行箇所の調査が35.92ヘクタール、そしてその調査をいたしました部分の施行を間伐35.9ヘクタールをいたしております。で、その事業実施によります協定の締結というものが必要でございまして、対象者が20人でございました。で、交付金額が2,009万2,000円ということでございます。

21年度につきましては、調査委託の面積を500ヘクタール、実施の施行箇所調査を154.42ヘクタール、そしてその場所によります間伐、除伐を153.03ヘクタールを事業実施をいたしております。協定の締結者は99名でございまして、交付金が5,029万7,000円という実績でございます。

22年度の状況ですが、ただいま進行中でございますが、計画で申し上げますと、調査委

託が700ヘクタール、そういうことで約100ヘクタール程度が間伐事業の実施ができるのではないかというふうに推測をいたしているところでございますし、また森林施行を行うに当たりまして、作業路を2,000メートル計画をいたしまして、現在調査委託は完了し所有者との協定締結に向けて作業を進めていると、そういうような状態でございます。それは20年から22年までの状況でございます。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 今、もう詳しく次の私の質問しようというところあたりまで全部説明されましたけれども、この事業実績について、平成20年度の全体的な、今部長13億円ぐらいの事業費で行われるというようなことありましたが、20年度が7億6,500万円ほど、21年度が13億円ほど使われておりまして、この森林林業再生事業は、今部長が言われたような21年度行われております。そのほかに、森づくり活動公募事業とか情報啓発事業、この3つから荒廃森林再生事業、この3つから行われておりまして、朝倉市は今部長が言われたように、21年度が500ヘクタールほど調査して153ヘクタール、路網として300メートルぐらいの作業路をつくったというようなことが出ておりますし、森づくり公募事業とかで、こういうソフト面といいますか、杷木のほうの福岡東部子ども劇場の子どもたちの環境教育と森林・林業体験学習による植樹とかシイタケの植菌活動等、一つ甘木林業後継者クラブ、甘木水源の森づくりによる下刈り作業、こういう事業もあるのに、これが両方とも50万円ぐらいの事業費で、私は先ほど5,000万円ほどの事業をしたと今部長が話されましたけど、朝倉市にとりまして、その13億円からの事業費を使っているのに、たった、こんなもんじゃ、要するに水源地である朝倉市の森林はなかなか進まんのじゃないかと。先ほど部長からいろんな条件といいますか、採択基準についての話もちょうとありましたけれども、次に採択基準のことについて話しますけどもですね。

ですから、これ先ほど副市長にも話しました林業振興課とか、そういう必要はないのかという話からも、職員が数が少ないんじゃないかと。それで担当職員がもっと啓発活動なり、いろんなソフト事業とかもあるわけですので、いろんなせっかくのお金でやっておりますので、もっと充実した体制をとって啓発活動などを行ってもらったらどうかなと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） この課、あるいは職員の配置については、副市長も申しました。内容的には十分理解はできるところでございますが、全体を把握しながら、今後その中で検討をすべきところは検討すべきだろうというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 十分検討していただきたいと思っております。

私は、この事業は先ほど申しましたように、せっかくの貴重な税金を使いながらやらせていただいているのに、なかなか採択基準のレベルが高くて活用されていないというふう

に考えております。牟田部長が先ほどいろんな採択条件についても話しておりましたけれども、これはもっとストレートに森林環境をよくするということだけ念頭に、採択基準の見直しとかを県に働きかけるというべきだと思います。市長は、県議時代には福岡県森林・林業・木材産業活性化議員連盟という長い会の会長を務められておりましたし、県のほうにこの見直しに向けて強力に働きかけができないかどうか、市長ひとつお答えを願います。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 市長がお答えになる前に、さっきちょっと協定のこと等を事務的に申し上げました。なかなかこの森林環境税の事業が進まない理由の一つとして、議員申されますように、やはり山を持っていらっしゃる方と施業をするに当たりまして協定をしなければなりません。その協定の期間というのは20年間ございます。で、その協定の期間内に所有者の林地をそれ以外に転用したらいけないとか、今間伐とかやっておりますけれども、その処分は森林所有者はできないとか、相続、売買等、所有権がかわっても協定は引き継ぎなさいとか、協定の解除なり違反があった場合は違約金を支払いなさいと。こういうものがございますので、林業そのものが低迷している中で、なかなか後継者もいらっしゃらない。そういう中で、やっぱり二の足を踏んでいらっしゃるというのが、現状でございます。

そういうことから、この制度が始まりまして5年たった時点で、県のほうとしても、現在、制度上の緩和というものはございますけれども、一定見直しをするということが計画をされております。そういう中で、地元の市といたしましては、見直しに係る意見ということで、先ほどの協定書の皆伐禁止項目の削除でありますとか、おおむね15年の施業履歴条件の撤廃でありますとか、市有林も対象にしてほしいとか、県営林、県行造林も対象にしてほしいとか、有害鳥獣対策についても対象としてほしいとか、そういう今までの経験をもとにしまして、意見を県のほうに出しておるところでもございます。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、部長のほうから答弁差し上げました。そういう形で、それぞれの自治体から県のほうに要件の緩和と申しますか、その要望を出しておるということであります。

基本的に、実は先ほどお話がございましたように、私、この森林環境税を県につくるときに、多少のかかわりを持ってきた者として、お話をさせていただきます。

そもそも、この森林環境税、荒廃森林再生事業というのがなぜ始まったかということですが、これはいわゆる京都議定書におきまして、二酸化炭素を減らしていこう、低炭素社会をつくっていこうということで、日本はある程度のノルマを自ら課したといえます。その中で、森林、木材というのが、いわゆる二酸化炭素を固定化するものなんですね。それも、いわゆる適正に、若い時からあれは何十年忘れましたが、ある程度年

数までが一番その機能があるわけですね、固定化する機能が。それ以上たちますと、その機能がだんだん低下していく。ですから、いわゆる森林を適正に管理することによって、そういった環境という面から、要するに二酸化炭素の固定化、低炭素社会をつくっていく一つのきっかけにしていこうとうことで、森林環境税というのをつくろうという話になったわけですが、そこには、正直申し上げまして、反対もございました。

どうということかと申しますと、これはあくまでも個人の財産です。個人の財産に税金を直接投入するということになります。そういう面で反対もございましたけれども、何とかこの環境税できたわけですが、その中で、どうしても、例えば保安林等については、当初は一切この環境税はいわゆるできない、投入できないという厳しい当初の案でした。保安林というのは、もう自然に、いわゆる適正に保安林として管理してもらうことによって、税の減免という特典があるわけです。税の減免があるので、適正に管理するのが当然のことだろうということで、それはもう対象から外すべきだという意見もありましたけれども、そこでいわゆる荒廃した、15年間放置された荒廃森林ということをつけることによって、保安林であっても15年間何も手入れないものについては、これの対象にしようじゃないかということで、こういうことができたわけですが、それも先ほど申しましたように、そのほかにもいろいろ規制がございます。

実は、これ10年間で福岡県の荒廃森林を解消しようということで、これは税金に個人には1人当たり500円、法人税はまた別ですけども、大体13億円ぐらいの原資でやる。それで大体13年間でできるだろうとうことでやってきたわけですが、当初は、実を申しますと、まだ始まったばかりですから、それぞれの地域で、それぞれなりの面積は出てきてます、整備する。しかし、これから先が非常に難しくなってくるだろうと。要するに、こちらが想定していた整備する面積が、果たして確保できるのかちゅうことは、この事業自体が当初の目的どおり達成できるのかと。それはなぜかと言うと、いろんな制約があるからです。

ですから、私も現役のときに申し上げておったのは、例えば間伐した木材について、これは当初は一切出しちゃいかんと、売っちゃいかんと、要するに税金を投入して、なんかお金にしたら、おかしいじゃないかという話です。ということがありましたけれども、今のところは、公的なものがそれを処分することについてはよからうという判断になっています。

最終的には、僕らが当時話していたのは、最終的にはその所有者が、自分の自己経費で出す分についてはもういいじゃないかと。そこまでやんなさいと。あるいは、20年間も整備した山については、さっき部長が申し上げてましたようないろんな規制があります。ですから、20年間はまだ切って売っちゃいかんと。それをもうちょっと期間を短くしたらどうかと。そういったことで、本来のこの環境税、荒廃森林の整備事業の本来の目的が達成できるようにということで、実は私、現役の時代に、知事にも直接その話をしております。

ですから、恐らくこういった問題は、朝倉市だけではなくて、関係する自治体については、同じような問題意識を持ってありますんで、そういったところ一緒になって、県に対してやっぱりぴしっと要求をしていく、お願いをしていくということで、今後対応させていただきたいというふうに思ってます。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） ありがとうございます。

この事業は今、部長、市長が申されますように、いろんな制約がありまして、今までに森林作業といいますか、森林整備を積極的にやっておった地域は、いろんな面で排除されるわけでありまして、これもおかしい話で、森林整備を熱心にやっておったところにはこの補助は使えないというような、流れを持っております。今、市長が申されましたように、これは税金を投入して個人資産の保全をするわけでありまして、いろんな制約があってこれしかるべきだと、そういうふうに思います。

しかし、この事業の本題を全うするためには、見直しが必要だと思いますので、一例を挙げますと、私のほうの地区に、十二、三町歩、一面モミジを植林しておる事業主の方がおられます。ああいうのにでも、いろんなソフト面を含めて、いろんな助成が。あれは杉を植えると、10年以内ぐらいで1つの立派な森林ができますけれども、広葉樹とか物すごい時間がかかるわけですよ。そういうことをなさっておるような事例もありますし、これも何か環境税の、前塚本市長が、もみじ谷構想とか上げておられましたけども、あの12町歩ばかりが一面もみじ山になったら、どんなになるやろうと思って、私たちも思っております。

いろんな助成をしながら、積極的にやってやるところについては、助成をしていくというような考えかたを、市長が今、十分働きかけていくというようなことでありますので、よろしく願いをいたしたいと思って、次に移らせていただきます。

次は、バイオマス事業についてであります。これは、私は一番最後に上げとる有害駆除のことを重点的に話そうと思っておりました。時間があと20分少々しかございませんので、このバイオマス事業については、今、林業、荒廃森林再生事業でも今市長がちょっと触れられましたように、いろんな森林整備をした林地内残材ですね、いろんな端材とかいろんな残材が活用されんで、山に放置されたまんまになっております。

そういうことで、先月、我々岡山県の真庭市に視察に行つてまいりました。本当に、国の支援を受けながら、バイオマスタウンというようなことで、国からの指定を受けて頑張つてやっておられます。それで、廃棄物は一切ないと。すべて廃棄物じゃなくて優良な資材である、資産であるという考え方のもとに行われておりまして、ここは、私もどんな体系でやっておるのかなということを考えておりましたけれども。

ここは、産業観光部バイオマス政策課ちゅうのが役所の中のありまして、7名体制でやっております、しかし、あくまでも民間主導でありまして、製材業者さんとか、いろんな

な民間企業が主導になって行っておりまして、このバイオマス政策課ちゅうのが、市民に対する啓発活動、啓蒙活動とかいろんな国からの補助事業、いろんな省庁をまたぐ関係の補助金の申請とか、いろんな手続をして民間を応援していくというようなことで、市を挙げてやっておられました。本当にまちづくりの一つとして、これを取り組んでおられまして、これ大変参考になると。面積にしましても、800数十というような、朝倉市の三、四倍あるような広いところで、人口は5万人そこそこでありましたけれど。

そういうことでありまして、私は、こういう構想自体は、今の世の流れとして取り組むべきじゃないかと思っておりますので、市長、このバイオマス事業の考えだけお聞かせ願いたいと思います。それで、次に移らせていただきますので、市長のバイオマスに対する、この事業に対する考え方といいますか、今後勉強していただきたいと思っておりますので、思いを伺わせていただきと思います。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 低炭素化時代のこと、そういうバイオマスですけども、今言われたのは、木質バイオマスの話だろうと思いますが、（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）木質に限らずいろんなバイオマスについては、今後やっぱり行政が直接取り組むというよりも、そういった民間と協力しながらやっていく形で、幸いなことに、そういったバイオマス事業については、国もいろんな形の中で、補助等も比較的今は充実をしておるようでありますんで、私がこの市長に就任する前に、平成20年7月から朝倉地区木質バイオマス利用推進協議会というのがつくられておるようであります。構成員は、福岡県、県の林業振興課、それから農林事務所、森林技術センター、朝倉市、筑前町、東峰村、朝倉森林組合、それからJAあさくらということで、そういった協議会も結成を、つくられておりますようですので、そういったところとお互い、今後話し合いをしながら、また検討し合いながら、木質バイオマスを含むバイオマスの問題については、取り組みをさせていただきたいし、研究もしていかなきゃなんというふうに思っています。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） この真庭市に視察に行きましたら、バイオマスツアーちゅうのを観光協会みたいなのが取り仕切っておりまして、1人3,500円お金を払うて、資料とか見学代、ガイド代、昼食代を含んで、年間2,000人ほどの視察が見えるそうでありまして、観光協会、観光連盟とか言っていましたけど、何か大変な収入になるそうですので、ええのかなと、宣伝にもなるしですね。そういうことでありました。

近年大変注目されておりますこのことについては、朝倉市にとりまして、目玉事業じゃありませんけども、大いに勉強する、検討するべき課題ではないかと思っておりますので、今後、検討していかなばなんのじゃないかと考えております。

次に、有害鳥獣の被害と対策について、質問をさせていただきます。

有害鳥獣等の被害は、近年ますます増加の傾向にあります。特に、中山間地域にあって

は、何らかの鳥獣害の防止施設を設置しなければ、農作物の生産ができないような状態があります。さらには、植林地を初め林業におけるシカの被害、これはもう甚大なものがあります。ここでは、有害鳥獣、主にイノシシとシカを指してお話をさせていただきますが、市内の状況を簡単に御説明を願います。

○議長（柴田裕隆君） 農林課長。

○農林課長（上野篤也君） 現在、今、議員がおっしゃられました有害駆除ということで、今農林課で取り組みをしております有害鳥獣のことについて、お話をさせていただきます。

現在、朝倉市におきましては、有害鳥獣駆除対策協議会を設置しております。これは駆除のほうでございます。イノシシ、シカの頭数、捕獲数でございます。平成18年度が813頭、それから、19年度が896頭、20年度が1,062頭、21年度が1,293頭、これはシカとイノシシを合わせたところの数値でございます。

そして、現在、これは平成19年から21年度の3カ年の数字でございますが、金額にいたしまして4,244万2,000円。これは、スギ、ヒノキの被害でございます。面積にいたしまして37.3ヘクタールでございます。これの防除といいますが、森林整備時のネットとかそういうところの補助がございますが、植林をする時点での補助と、そういう形の補助が今、現在あるということでございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 今、課長のほうから報告がありましたように、平成21年度でイノシシが699頭、シカが592頭と、1,293頭ですか、捕獲されております。しかし、その被害は減少するどころがますますふえておるわけです。今、課長が年次別に報告されましたけどですね。

その背景にはいろいろ考えられます。高齢化による中山間地域での耕作不能地の増加など上げられております。また、一説によりますと、イノシシ、シカの天敵であるニホンオオカミが絶滅したからと。それで、豊後高田市の市長は、ハイイロオオカミを導入するとかいう、外来種を入れるというようなそういう話も報道されておりました。

また、有害鳥獣駆除班員の高齢化、さらには後継者不足が心配されております。農業とか林業従事者の話を聞いてみますと、とにかく捕獲をしてくれと。毒殺でも構わんと。それは、そういうことはできんばいというような話をしますけど、もうとにかく頭数を減らさんとだめだというような話をされます。

現在、市内の駆除班は、猟銃、銃によるあれが10班ですね。箱わなの班が、わなの班が6班で編成されております。これぐらいでは、とてもじゃないけど追いつかんというようなことがされておりますが、この体制についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 林務係長。

○林務係長（石橋一良君） 失礼いたします。今、議員のほうから質問がありました有害駆除の方の体制ですけども、銃につきましては、議員が申されますとおり、21年度の銃の

駆除員の方は89名でございました。で、22年度につきましては80名ということで、9名の減となっております。

ただし、わな等につきましては、県のほうが行っておりますわなの狩猟の免許の取得時期に、広報等を行っております。平成19年度時点で、わなの許可者は28名でしたが、平成22年度、ことしは61名という形で33名。昨年に比べますと、平成21年度は49名ということで、ことしは61名ということで、わなの駆除員さんのほうは、増加はいたしております。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 今、係長から詳しい状態の説明ありました。これ、農業振興課のほうにも、国の施策として、平成22年から鳥獣被害対策実施隊とかいうのを25名ぐらいで編成しておるといような話も聞いております。

それで、銃が今かなり難しい問題になってきておりますし、箱わなとか、わなの免許を取得するのに、かなりの経費がかかりますので、わなですと、銃器と違いまして、ある程度安全な面もありますので、こういうのに補助を出すとか、そういうことを考えていただきたいと思っております。

私は、有害鳥獣駆除班員の身分、待遇、これをもっとよくすることが、成果につながっていくのではないかと思います。これ、市長の指示のもとに有害鳥獣駆除に出動するわけでありますので、もちろん個人のいろんな面において同意書はとっておりますけれども、個人で加入することが義務付けられておりますハンター保険の補助とかですね。これは、ちなみに隣の東峰村では、半額補助をしております。それから、捕獲した場合の報奨金を適切な価格にするなど、駆除員の方々の士気が上がるような対応が必要であると、そういうふうに考えております。

昨年度の市の補助金320万円ですか、これ1頭につき3,000円ぐらいの助成になります。農協が20万円、森林組合がシカの捕獲のみに1頭1,000円の助成を行っておりますので、かろうじて1頭捕獲した4,000円ぐらいの補助になるわけです。ちなみに、また東峰村を上げますと、昨年度9,000円ですね、1頭。そういうことがあります。

ですから、これは捕獲した獲物に対して、捕獲したものに対して、もっと厳密に精査といたしますか、本当に有害鳥獣で、駆除で捕獲したのか、今のところしっぽを持っていくちゅうようなことがあっておりますけれども、これ現物の写真撮影して添付せないかんとか、いろんなことはすべきだとは思いますが、やっぱり報奨金を上げるのが一番駆除効果が上がると、今のところ考えられます。

予算の時期にもなっておりますけれども、駆除員の皆さんの士気が高揚するような措置が、先ほどのわなの免許取得に対する助成も含めながら、彼らが、皆さん方が士気が上がるような補助体制ができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 確かに、大変な御苦勞をハンターの方にはかけておると

いうことは、重々承知をいたしております。従来の体制といいますのは、やはり1頭に対する報奨金、こういう制度で運用をしておったところでございます。

その後の体制としては、平均的に5年間の捕獲頭数の部分でもって、委託という形で、ハンターの方々にお願いをしておるのが実態でございます。

そういうことで、財政的にも非常に厳しい中でございますので、一定そのルールでもってお願いをいたしておりますので、事務方として御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） 部長、わかりますけど、それは現場で駆除をされてある方は、大変な苦勞をされております。そういうこともあるし、東峰村が、お隣っちゃうたら失礼ですけども、倍以上の助成がついてますし、捕獲頭数等を見ますと、それは断トツに朝倉市は多ございます。そういうことがありますけれども、何らかの配慮をひとつ、もう時間もあまりありませんので、配慮をひとつお願いいたします。

次に、最後になると思いますけども、捕獲した獣肉の処理ですね。これについて伺いますけど、捕獲したイノシシとかシカを衛生的に処理することによって、食肉として、今はやりのジビエとか、何か、あんなんで有効活用して、地域の活性化を行う。またそのことによって、捕獲従事者の捕獲意欲を向上させるとか、そういうことがうたわれながら、県内外にいろいろな処理施設とかいろんなことがあります。これ、行政が2,000万円とか、3,000万円とか、大変なお金をかけて施設をつくって運営されております。

これは、私はこういう事業が成功した事例をあんまり聞いたことがないわけです。市としてはどんなですかね。こんな処理場とか、食肉加工場といいますか、処理場といいますか、こういう有害鳥獣駆除をしたのお考えはどんなでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 以前の一般質問の折にも、ほかの議員のほうから出てきた問題でございます。確かに、今自家処理といいますか、自己で自家消費をするというのもやっぱり限度があるかというふうに思いますし、また議員申されますように、資源の有効的な活用というような観点からも、処理場をというようなことでしたけれども、県内でも調べましたところ、みやこ、添田、こういうところが食肉処理場を設置しておると。なかなか採算ベースに合わなくて、厳しい状況でございますし、また、私どものほうといたしましても、過去の一般質問の経過から申し上げますと、受け皿となる組合の方々ですね、そういう方々の結束がなかなかまとめられないというようなこと等から、運営等に慎重にならざるを得ないというのが私どもの結論でございます。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） そういうことでしょう。しかし、従事者の方々は、その処理には大変苦勞されております。だれか行政とかがやってくれば大変助かると、自分たちだけ

では運営できんと今部長が言われるように、そういうことを言われております。

その処理も、これは鳥獣保護の観点から、捕獲したものをそのまんまほったらかすということはできんし、穴掘っていけたり、大変な苦勞をされております。これひとつどんなでしょうかね。これ市民部長かな。火葬場ですね、焼却とかしていただくとか、そういうことはできないでしょうか。3分しかありませんので、短めに。

○議長（柴田裕隆君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） センターでは、犬猫については焼却しておりますけれども、イノシシとかそういったものについては、考えておりませんでした。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員。

○10番（手嶋源五君） いずれにいたしましても、大変困られておりますので、一応それこそ市長の指示のもとにやってやるわけですから、衛生的なきちと処理したものでないと流通させてはいけんし、いろんな法的なこともありますので、捕獲された方が大変苦勞されておりますので、そのあたりは十分検討をしていただきと思っております。

この鳥獣害の問題は大変な問題でありまして、高齢者の方々などは、このままだと自分たちのほうが害獣から追い出されてしまうと、そういうことも言われておりますので、ひとつ十分な対応をお願いしたいと思います。

本日、質問をいたしました森林林業行政につきましては、私ども朝倉市にとりまして、大切な水と緑を生み出す山、森を育てる施策であります。市長に就任されて、森田市長、自分なりの予算をつくる時期にきております。朝、午前中1番の田中保光議員の財政問題のお話じゃありませんけれども、朝倉市の将来を見据えながら、予算を編成なさりますことをお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴田裕隆君） 10番手嶋源五議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は終わりました。これにて一般質問を終了いたします。

午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時8分休憩